

## 令和 8 年度職員、嘱託の採用

本会は、九州、沖縄及び山口県の沿岸及びその付近水域における海難の防止に関する事項の調査研究、周知宣伝その他海難防止に関し必要な事業を行い、もって海上交通の安全に寄与することを目的とする公益社団法人です。

令和 8 年度の採用は、職員、嘱託で 5 名程度を予定しています。

応募者は、「職員採用者選考委員会」で適任との評価を得た者を採用することとしています。

### 1 勤務地

九州、沖縄及び山口県

### 2 職種

総務関係業務、調査研究業務及び航行安全支援業務

- (1) 総務関係業務 人事、庶務、経理業務
- (2) 調査研究業務
  - ・海難に関する事項を研究する業務
  - ・海難防止に関する安全対策を調査する業務
  - ・海難防止の啓発活動を行う業務
  - ・海難防止に関する安全講習等を実施する業務
- (3) 航行安全支援業務 海難防止に関する安全情報を提供する業務

### 3 雇用形態

職員及び嘱託

### 4 資格、経験

- (1) 総務関係業務  
経験：総務・経理業務に従事した経験者を優先する。
- (2) 調査研究業務及び  
資格：海技免状 五級海技士（航海）以上を受有する者を優先する。  
経験：船舶の運航に従事した経験者を優先する。
- (3) 航行安全支援業務  
資格：海技免状 五級海技士（航海）以上  
又は  
資格：第一級総合無線通信士若しくは第一級・第二級・第三級海上無線通信士のいずれかを受有する者を優先する。  
経験：船舶の運航に従事した経験者を優先する。

### 5 勤務日数

原則：土曜、日曜、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日

### 6 勤務時間

原則：午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで  
休憩時間は午後 0 時 15 分から午後 1 時まで

### 7 給与

給与規程に基づき支給する。

- 8 賞与  
給与規程に基づき支給する。
- 9 福利厚生  
厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険
- 10 手当
- ・管理職手当  
事務局長、部長、部次長、室長、室次長等に対し規定に基づき支給する。
  - ・通勤手当  
実費を支給する。
  - ・扶養手当  
配偶者又はその他の扶養親族がある場合、規定に基づき本人が 65 歳になるまで支給する。
  - ・住居手当  
自ら居住するため家賃を支払っている場合、規定に基づき家賃の 2 分の 1 を本人が 65 歳になるまで支給する。
  - ・単身赴任手当  
本会が定める要件に該当する場合、規定に基づき支給する。
  - ・超過勤務手当  
超過勤務を命じられた場合、規定に基づき支給する。
  - ・深夜勤務手当  
深夜勤務を命じられた場合、規定に基づき支給する。

- 11 問合せ先  
〒801-0852  
北九市門司区港町 7 番 8 号 JP 門司港ビル 4 階  
(※4 月 1 日から門司郵船ビルに名称が変更されます)  
公益社団法人 西部海難防止協会 総務部  
電話 093-321-4495  
FAX 093-321-4496